

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県中和土木事務所において閲覧できます。

平成三十年十二月四日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成三十年八月十七日奈良県指令中土第五一―六号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成三十年十月二十四日中土第七〇―一〇号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

高市郡明日香村大字御園八番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

高市郡明日香村大字越五二番地の一

辰己泰司

一 許可番号

平成三十年二月八日奈良県指令中土第五〇―一二号

平成三十年七月二十四日奈良県指令中土第五〇―一二―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成三十年十一月二十日中土第七〇―一二号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市上飛驒町一〇六番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市八木町一丁目一番一八号

橿原市長 森下豊

一 許可番号

平成三十年二月八日奈良県指令中土第五〇―一三号

平成三十年七月二十四日奈良県指令中土第五〇―一三―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成三十年十一月二十日中土第七〇―一三号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

檀原市上飛驒町九八番五の一部、九八番六、九八番九及び九八番一〇

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

檀原市八木町一丁目一番一八号

檀原市長 森下豊